

いの町農業委員会議事録

日 時 令和4年4月28日(木) 14時00分～15時38分
場 所 いの町役場1階 いのホール

出席委員 10名

1	北川 善雄	出		尾崎 博達	欠
2	井上 繁利	出		森田 弘志	—
3	筒井 延代	出		小松 保喜	—
4	尾崎 一章	出		山中 久光	—
5	大原 美智子	出		氏原 憲明	欠
6	和田 光正	出		西野内 國廣	—
7	池澤 秀幸	出		日野 直宏	—
8	森田 健一	出		中岡 弘明	欠
9	水田 亮	出		山本 武巧	出
10	刈谷 真幸	欠		水田 博章	—
11	伊東 豊江	欠		山岡 孝志	—

農業委員会事務局 2名

本川分室	—
吾北分室	公文 奏瑠
書記	大川 智史

議 題

- 第16号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
 第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 第19号議案 非農地証明願について
 第20号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について
 第21号議案 農業委員会の適正な事務実施について

《開会の挨拶》

議 長 本日は事務局の公文さんが説明する案件がありますが別の会があつて途中で退席する必要がありますので第19号議案から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大 川 事務局大川です。中岡委員と一緒に現地を確認しましたが別件があつて本日は欠席されていますので私の方から説明させていただきます。受付1について、現地は県道土佐伊野線から南へ抜ける道の途中にあります。写真にあるとおり一帯は全て山林になっておりまして耕作できるような土地はもう残っておりません。ですので特に問題ない案件と思われます。

公 文 氏原委員が欠席されておりますので私の方から説明します。受付2について氏原委員と25日に現地確認に行きました。場所は支所から本川へ向けて5分ほど行った四国電力第二発電所の橋を川口方面へ入って10分ほど行ったところにある斜面です。現地は杉と檜を植林していて山林となっていますので非農地として証明することに問題ありません。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで証明することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで非農地として証明したいと思います。続きまして第16号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。受付124-7について関係委員の発言を求めます。

山 本 推進委員の山本です。先月26日に永畝というところを見に行きました。そこは農地ですが柿畑の中に納骨堂があつて撤去されてなかったのですが、そのあと今月見に行ったら綺麗に撤去されていました。今回申出地を設定することには何ら問題ありません。

大 川 補足しますと先月保留になっていたのは、三条の案件で現地にお墓が見つかったからです。元々三条と利用権を同時に諮るという内容でしたので、利用権の方も保留になっていました。今回お墓の撤去が確認されましたので利用権を通すことに支障がなくなりました。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら問題ないということで答申することにします。異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで答申をいたしたいと思います。続きまして第1

7号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

山 本 受付44について説明します。先月事務局と現地を確認してお墓が残っている箇所がありましたが、そこも撤去して解決しました。他の場所も何ら問題ありません。

大 川 尾崎委員が欠席しておりますので事務局から説明します。4月27日委員と一緒に現地を確認しました。場所は国道194号線から山手側の町道の方へ入ったところで、その道と川の間にある狭い農地です。現地は写真にある通りで、既に桃の苗が植わっている状態でした。耕作計画書にある通り現在も経営・出荷をされている方ですので、特に問題はないとお聞きしております。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで許可することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで許可したいと思います。

続きまして第18号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

大 川 資料が「貸人・借人」となっていますが「譲渡人・譲受人」の間違いです。訂正をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

大 川 中岡委員が欠席ですので引き続き私の方から説明させていただきます。地目は田とありますが写真のとおり現地は雑種地に近い状態です。写真奥に法面が見えていますが2mほど高低差があつて隣に田があります。ここに関しては資材置き場になってもさして影響はないのではないかと中岡委員からお聞きしております。鎌田用水に関しては土佐市の土地改良区に転用することに関して事前に協議をしていただいていたので特に問題ないというお話は頂いております。また、西側の農地は転用することに同意を頂いております。

議 長 この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、問題ないということで県に進達することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで県に意見を進達したいと思います。

続きまして第20号議農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。ないようでしたら、専決処分ですので報告のみで終わりたいと思います。

続きまして第21号議案農業委員会の適正な事務実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局からの説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございませんか。

井 上 (活動計画について) 推進委員の一人当たりの活動日数についてですが、自分の畑を見に行くときにちょっと回り道をして他の畑の状況を確認することも活動になると記事で見たのですがそれを活動に加算すれば月6日という目標は達成できるんじゃないでしょうか。一回当たりの時間でカウントされるのか、日数でカウントされるのか分からないですけど、それが構わないのなら活動日数に積み上げることができるのではないのでしょうか。

大 川 農業会議はそれで構わないと言っています。ただうちの方でネックになっているのが活動記録を提出されたら報酬を支払わなければならないということです。予算がないという話ではないのですが、ただ、自分の畑へ行くときに皆さん毎日見回りをしていますよね。そうすると毎日報酬を支払わなければならないという理屈になってきます。なので最適化推進委員の活動として認められるものとは錆分けを行う必要があるのではないかという疑問があつて、農業会議とも色々やり取りをしてきたのですが、最終的には自作地へ行く途中の見回りについては活動としては認めず報酬は支払わないと町の方で整理をしました。なので活動については新規就農者の促進、遊休農地の解消、担い手への農地の集積というものがありますので、その中で活動の裏付けが取れるものに限定したいと考えています。

議 長 他にご質問等ございませんか。ないようでしたら、決定することに異議ございませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということで決定をいたしたいと思います。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 4 年 5 月 30 日

会長

北川 善雄

署名委員

尾崎 一章

署名委員

大原 美智子